支払い制度と手数料に関する方針

14.A 政策

14.A.1 早期介入サービスの資金調達

(a) ESIT提供機関およびサービス提供者は、早期介入サービスの費用を支払うために、公的給付、民間保険、家族負担金（例：自己負担額、共同保険料、免責金額および月額参加費など）を活用し、連邦・州・地方の資金源の利用を最大限に図らなければならない；また

(b) IFSPに記載されたサービスのうち、Family cost participation（家族費用負担制度、FCP）の対象となるサービスについては（14.A.4に記載）、ご家庭はサービス費用の一部を負担することが求められます。これには以下の資金源のいずれか、または複数を使用することが含まれます：

(1) Apple Health for Kids CHIP

(2) Medicaid

(3) TRICARE

(4) 民間保険

(5) 月額参加費

IDEA パート C資金またはその他の州資金は、34 CFR 303.521(a)(6)に従い、自己負担金、共同保険料および免責金額などの費用を支払うために使用することができます。

14.A.2 ESIT提供機関の責任

(a) ESIT提供機関は次のことを実施すること：

(1) 34 CFR § 303.520(a)(2)(i)に従い、子どもがサービスを受ける条件として、ご家庭がApple Health for Kids CHIPまたはMedicaidに加入することを求めないこと。

(2) 34 CFR § 303.520(b)(1)(i)に従い、ご家庭の公的給付（TRICAREを含む）および民間保険を利用して、以下の費用を支払うために親の同意を得ること：

(i) 評価およびアセスメント**（同意の有無にかかわらず、ご家庭に料金は請求されません）**；

(ii) 早期介入サービス；および

(iii) サービスの頻度、期間、継続時間、または強度のいずれかが増加する場合。

連絡先：

The Washington State Department of Children, Youth & Families
Early Support for Infants and Toddlers Program
P.O. Box 40970
Olympia, WA 98504-0970
Toll-free: 1-866-482-4325
www.dcyf.wa.gov

*この文書の別のフォーマットや言語でのコピーをご希望の場合は、DCYFの関係者対応窓口（1-800-723-4831 | 360-902-8060, **ConstRelations@dcyf.wa.gov**）までご連絡ください。*

DCYF PUBLICATION FS_0033 | DEL 11-019 JA (10-2025) Japanese

(3) 34 CFR §303.520(a)(3)および303.520(b)(1)(iii)に従い、すべてのご家庭が、ESITの支払および料金制度に関する文書または電子版のコピーを受け取る必要があります。この文書には、公的給付、TRICARE、および／または民間保険を使用する際の保護者の権利と手続き上の保障が含まれています。

(4) 同意を得たうえで、14.A.4に記載されるFCPの対象となるサービスについて、公的給付、TRICARE、および／または民間保険に請求を行うこと。

(5) TRICARE、民間保険、または保険未加入のすべてのご家庭について、ご家庭が辞退しない限り、14.B.3に記載される「支払い能力」の判定を行うこと。

(6) 14.B.4に記載される「支払い不能」と判定されたご家庭には、無償でサービスを提供すること。

(7) 「支払い能力」があると判定されたご家庭のうち、FCPの義務を果たすことができないと申し出た場合には、14.B.11に記載される困難免除を承認すること。

(8) 14.A.4に記載されるFCP対象サービスについて、自己負担金、共同保険料および免責金額をご家庭に請求すること。

(9) 割り当てられた場合には、月額参加費をご家庭に請求すること。

(10) 14.A.4に記載されるFCPの対象となる子どものIFSPに含まれる**すべて**のサービスについて、ご家族が支払うのは次のいずれか一方のみであることを確実にすること。

(i) 自己負担金、共同保険料、および／または免責金額；または

(ii) 月額参加費。

(11) 子どもまたはその家族へのサービス提供が遅れるのを防ぐために必要な場合、ESIT提供機関は、最終的な支払責任を負う機関または団体からの払い戻しを待つ間、14.A.4に記載されるFCP対象サービスの費用をIDEA パート C資金で支払うことができます。IDEA パート C資金は、34 CFR 303.510(a)および(b)、および303.203(b)(1)に従い、最終支払者の原則が適用されます（政策15.A参照）。

14.A.3 公費で提供されるサービス

(a) 34 CFR §303.521(b) (2011)に従い、ESIT提供機関およびサービス提供者は、**ご家庭に料金を請求してはなりません**。以下のサービスを公費で提供すること：

(1) §§303.301から303.303に定める児童発見の実施；

(2) §303.320に従う初期および継続的な評価およびアセスメント、および§303.13(b)に定める評価・アセスメント関連の機能；

(i) 家族の同意を得たうえで、公的給付、TRICAREおよび民間保険に対して、初期および継続的な評価・アセスメントの費用を請求することができます。

(3) §§303.13(b)(11)および303.34に定めるサービス調整（家族資源調整）；

(4) 次の事項に関連する管理および調整活動：

(i) §§303.342から303.345に従ったIFSPおよび暫定IFSPの策定、見直し、評価；および

(ii) 34 CFR第303部のサブパートDに定められた州全体の早期介入サービス体系の他の構成要素および、サブパートE、手続き上の保障の実施。

14.A.4 家族費用負担制度対象となる早期介入サービス

(a) 34 CFR § 303.521(b)に基づき、公的給付、TRICAREまたは民間保険への請求が可能な医療コードを**含むただしこれらに限定されない**次のサービスは、FCPの対象となります。

(1) 補助技術機器およびサービス
(2) 聴力検査サービス
(3) 家庭教育、カウンセリングおよび家庭訪問
(4) ヘルスサービス
(5) 医療サービス
(6) 看護サービス
(7) 栄養サービス
(8) 作業療法
(9) 理学療法
(10) 心理的サービス
(11) 手話およびキュー付き言語サービス
(12) 特別指導
(13) 言語聴覚サービス
(14) 福祉支援サービス
(15) 交通および関連費用
(16) 視覚サービス

(b) 保証事項：34 CFR § 303.521 (a) (4)(iii)に従い、FCPの対象となるサービスに対して、ご家庭が請求される金額は実際のサービス費用を超えてはなりません。

(c) 14.A.3で説明されているように、子どもが本来無償で受ける権利のあるサービスについては、ご家庭に料金を請求してはなりません。

14.B 手続き

14.B.1 SOPAFフォーム

(a) SOPAFフォームは次のとおりにすること：

(1) 保険の種類または未加入の有無にかかわらず、すべてのご家庭について記入すること。
(2) 保険加入者または保護者の署名を得ること。
(3) 保険の有無および支払い能力の状況を確認するために、毎年記入すること。
(4) また、次のいずれかが発生した場合には、早めに再記入すること：
(i) ご家庭の保険が変更された場合（例：公的給付から民間保険への変更または無保険から公的給付・民間保険への変更など）；
(ii) ご家庭がTRICAREまたは民間保険を持っており、FCP対象のIFSPサービスの頻度、期間、継続時間または強度が増加した場合；
(iii) ご家庭の人数や年間収入・支出情報に変更があった場合；

(iv) ご家庭が困難免除を申請した場合；

(v) 子どもの保護者が変更になった場合；または

(vi) 前回のIFSPにFCP対象サービスが含まれておらず、新たにFCP対象サービスがIFSPに追加された場合。

14.B.2 14.B.2 支払い能力および支払い不能

(a) 家族が辞退しない限り、IFSPに含まれるFCP対象サービスの費用が発生するご家庭については、SOPAFフォームを用いて「支払い能力」を判定する必要があります（14.A.4参照）。

(b) 支払い能力および支払い不能の判定は次の要素に基づきます：

(1) ご家庭の人数、および

(2) 認められる支出を調整した後の収入額。

(c) 過去12か月分の収入に関する文書を確認する必要があるが、ESIT提供機関はその文書を保管してはなりません。収入情報の文書には次のものが含まれる場合があります：

(1) IRS 1040納税申告書、または

(2) 最新のW2および／または1099、

(3) 最新の給与明細、または

(4) 家族からの書面または口頭による収入申告。

(d) 認められる自己負担経費の証明書類には、過去12か月間に子どもおよび／または家族のために支出された以下の費用が含まれます：

(1) 医療費および歯科医療費（保険料、免責金額、自己負担額、共同保険料を含む）

(2) 保険適用外のメンタルヘルス治療

(3) 認可を受けた在宅医療機関が提供する在宅医療

(4) 養育費／扶養料の支払い

(5) 親の就労や就学中に発生する養育費

14.B.3 14.B.3 支払い能力の基準

(a) 支払い能力があるとは、ご家庭の調整後年間総収入がFederal Poverty Level（連邦貧困水準、FPL）の200％以上である場合を指します。

(b) 家族が辞退しない限り、次のいずれかに該当する場合には、「支払い能力」の判定を行う必要があります：

(1) Apple Health for Kids CHIP、TRICAREまたは民間保険の利用を拒否した場合；または

(2) 保険未加入の場合。

(c) 支払い能力があると判定されたご家庭は、自己負担金、共同保険料、免責金額、または月額参加費のいずれかを負担する責任を負う。ご家庭には次の選択肢が与えられます：

(1) 自己負担金、共同保険料および免責金額を支払う、または

(2) 保険の使用を辞退して月額参加費を支払う、または

(3) 困難免除を申請した場合。

(d) ご家庭が必要な収入および支出情報の提供を拒否した場合、ご家庭の人数に応じた最高水準の月額参加費または、自己負担金、共同保険料および免責金額の支払い責任を負うことになります。

14.B.4 支払い不能の基準

(a) 支払い不能とは、調整後の年間総収入がFederal Poverty Level（連邦貧困水準、FPL）の200%未満である場合を指します。

(b) 「支払い不能」と判定されたご家庭は、自己負担金、共同保険料、免責金額または月額参加費を**支払う必要がありません**。これには、無保険のご家庭、TRICARE加入者および民間保険加入者も含まれます

(c) 保証事項：34 CFR §303.521(a)(4) (ii)に従い、ご家庭が「支払い不能」の定義に該当する場合、FCP対象のすべてのサービスは無償で提供されます。それに伴い、支払い能力がないからといってサービスの遅延や拒否が発生することはありません。

(d) IDEA パートC資金またはその他の州資金は、34 CFR 303.521(a)(6)に従い、自己負担金、共同保険料および免責金額などの費用を支払うために使用することができます。

14.B.5 公的給付（Apple Health for Kids CHIPおよびMedicaid）の利用

(a) 公的給付を受けているご家庭は、無償でサービスを受けることができます。

(b) ESIT提供機関およびサービス提供者は次のことを行う必要があります：

(1) 34 CFR §§303.414および303.520(a)(3)(i)に従い、公的給付を利用しているご家庭に対して、請求目的で個人識別情報がApple Health for Kids CHIPまたはMedicaidに開示される旨を文書で通知すること。

(2) 34 CFR §303.520(a)(3)(iii)に従い、請求目的のために個人を特定できる情報の開示に対する同意をいつでも撤回する権利があることを家族に知らせること。

(c) ESIT提供機関およびサービス提供者は、Apple Health for Kids CHIPの保険料を支払ってはなりません。

(d) 34 CFR §303.520(a)(2)(iii)に従い、ESIT提供機関およびサービス提供者は、14.A.4に記載されたFCP対象サービスを含むIFSPで合意されたサービスを提供しなければなりません。公的給付の利用に対する同意が得られないことを理由に、IFSPに記載された子どもまたはご家庭へのサービスを遅延または拒否してはなりません。

(e) 保証：34 CFR §303.521(a)(4)(iv)に従い、公的保険または給付金を持つ家庭は、公的保険または給付金を持たない家庭や私的保険に加入していない家庭よりも不釣り合いに高い料金を請求されることはありません。

14.B.6 TRICAREおよび／または民間保険の利用

(a) 34 CFR §303.520(b)(1)(ii)に従い、ESIT提供機関およびサービス提供者は、TRICAREまたは民間保険を使用することによってご家庭が負担する可能性のある費用の一般的な分類について、文書で説明を提供しなければなりません。これには次のようなものが含まれます：

(1) 自己負担金、共同保険料、免責金額またはその他の長期的な費用を含む家族の保険契約における年間または生涯の医療保障／保険上限額による給付金の損失が見られる場合；

(2) ご家庭のTRICAREまたは民間保険の使用により、障がいのある子ども、保護者、またはご家庭の保険加入資格に悪影響を及ぼす可能性がある場合；また、IDEA パートCサービスの支払いに保険を利用したことで、保険契約の継続が中止される可能性もある場合；または

(3) TRICAREや民間保険をサービスの支払いに利用することにより、医療保険の補償内容または保険料に影響が及ぶ可能性がある場合。

(4) ご家庭がTRICAREまたは民間保険で通常補償されるはずのサービス費用を自己負担する可能性がある場合。

(5) 医療関連支出の総額に基づき、子どもまたはその保護者が自宅および地域基盤型支援制度の資格を失うリスクがある場合。

(b) 「支払い能力」があると判定されたご家庭は、困難免除が承認されていない限り、自己負担金、共同保険料、免責金額の支払い責任を負います。

(c) ESITの提供機関およびサービス提供者は、医療保険の加入や維持にかかる保険料を支払う義務を負いません。

(d) § 303.520(c)に基づき、家族が「支払い不能」と判定され、TRICAREまたは民間保険の利用について同意を提供しない場合であっても、その同意の欠如を理由に、IDEA パート Cの下で子どもまたは家族に対するいかなるサービスも遅延または拒否してはなりません。

(e) 保証：34 CFR § 303.521(a)(4)(iv)に従い、公的保険、給付金または民間保険を持つご家庭は、公的保険または給付金を持たない家庭や民間保険に加入していない家庭よりも不釣り合いに高い料金を請求されることはありません。

14.B.7 公的給付（Apple Health for Kids CHIP／Medicaid）およびTRICAREおよび／または民間保険の併用

(a) 34 CFR § 303.520(b)(1)に従い、公的給付と民間保険（TRICAREを含む）の両方を持つご家庭については、ESIT提供機関およびサービス提供者は親の同意を得なければなりません。これは以下の場合に該当します：

(1) TRICAREまたは民間保険を使用して、初期または継続的な資格評価およびアセスメントの費用を支払う場合。

(i) 保険に請求を行うことはできますが、家族は自己負担金、共同保険料または免責金額を負担する必要はありません。

(2) TRICAREまたは民間保険を使用して、14.A.4に記載されるFCP対象サービスの費用を支払う場合；または

(3) 14.A.4に記載されるFCP対象サービスの頻度、期間、時間、または強度が増加する場合に、その費用を支払うためにTRICAREまたは民間保険を使用する場合。

14.B.8 月額参加費

(a) 34 CFR § 303.521に従い、「支払い能力」があると判定されたご家庭は、次のいずれかに該当する場合、月額参加費を支払うものとします：

(1) 無保険である場合；または

(2) TRICAREまたは民間保険の利用を拒否した場合。

(b) 月額参加費は次のとおりとします：

(1) ご家庭の人数に基づきます；

(2) Federal Poverty Level（連邦貧困水準、FPL）ガイドラインを用いた月額料金表により決定されます（毎年改訂）；

(3) ご家庭の人数、収入、または支出の変化があった場合には、年1回または随時更新されます；

(4) 14.A.4に記載されFCPの適用を受ける、IFSP上の**すべて**のサービスに対する定額料金；

(5) サービスを受けている子どもの人数にかかわらず、家族単位での上限額とします；また

(6) 実際のサービス費用を超えてはなりません。

(c) 家族の人数、収入、および／または支出に変更があった際にはいつでも月額参加料金の再決定を求めることができます。

(d) 収入および支出情報の提供を拒否した家族には、家族人数に基づく最高水準の月額参加費が請求されます。

14.B.9 保険の否認、給付なし、および給付枯渇

(a) IFSPにおいて、TRICAREまたは民間保険が14.A.4に記載されたFCP対象サービスの一**部のみ（全てではない）**をカバーしている場合：

(1) カバレッジ承認を得るために、あらゆる努力を行い、その記録を子どもの記録に文書化する必要があります。

(2) カバーされないサービスは、ご家庭に無償で提供されなければなりません。

(b) IFSPにおいて、TRICAREまたは民間保険が14.A.4に記載されたFCP対象サービスを一**切カバーしていない**場合：

(1) ご家庭が「支払い能力」があると判定され、困難免除が承認されていない場合は、月額参加費の支払いが求められます。

(c) IFSPに含まれるすべてのFCP対象サービスについて、TRICAREまたは民間保険**の給付がすべて使い果たされた**場合（14.A.4参照）、サービスは無償で提供されます。

14.B.10 延滞支払い

(a) 「支払い能力」があると判定され、請求書支払いが90日分未払いのご家庭について、ESIT提供機関は次の対応を行わなければなりません：

(1) 過去1年以内に「支払い能力」の再判定を行っていない場合、または家庭の人数、収入および支出に変化があった場合には、収入および支出情報を収集し、再判定を行います。

(b) 再判定の結果、「支払い不能」と判定された場合、ご家庭は今後の自己負担金、共同保険料、免責金額または月額参加費の支払いを免除されます。

(c) 再判定の結果、「支払い能力」があるとされ、ご家庭がFCPの義務を果たせないと申し出た場合には、困難免除を承認しなければなりません。

(d) 家庭が収入および支出情報の提供を拒否した場合：

(1) ご家庭は未払い残高および今後の自己負担金、共同保険料、免責金額または月額参加費の支払い責任を負います；また、

(2) ご家庭を債権回収に回さないよう、ご家庭とESIT提供機関との合意に基づく支払い計画を策定するなど、あらゆる合理的努力を行い、記録に残さなければなりません。

(e) 14.A.4に記載されたFCPの適用を受けるIFSP上のサービスは、支払いの遅延を理由に停止してはなりません。

(f) ESIT提供機関は、延滞支払いの回収に関する一貫した手順および対応方針を持ち、すべてのご家庭に対して公平に実施しなければなりません。

14.B.11 困難免除

(a) 困難免除は次の場合に承認されなければなりません：

(1) 収入および支出情報を提出し、「支払い能力」があると判定された家族が、以下のような事情（**但し、これらに限定されない**）により家族費用分担分の義務を果たすことができないと申し出た場合：

(i) 収入または認められる支出の変化。

(ii) 重大および／または継続的な医療費の発生。

(iii) 雇用状況の変化（例：失業または勤務時間の減少）。

(iv) 重大な生活上の出来事（例：離婚、関係の破綻、負傷、疾病または家族の死）。

(v) 緊急事態または自然災害。

(vi) 家賃または住宅ローンの支払い額（光熱費を含むが電話代を除く）が、世帯の月収の30%を超える場合。

(b) 家族がSOPAFフォームにおいて困難の宣誓書に署名した場合、追加の証明書類は不要です。

(c) 保護者の許可があれば保険に請求することができます。但し、ご家族は自己負担金、共同保険料または免責金額について責任を負いません。

(d) あるESIT提供機関から別の機関へ移行する際、「支払い能力」および困難状況の宣誓書は家族とともに引き継がれます。

(e) 家族の状況に変化がない限り、困難免除は少なくとも年1回は見直されなければなりません。

(f) ESIT提供機関は、パート Cの最終支払者資金を含む他の機関資金を使用して、自己負担金、共同保険料、免責金額または月額参加費を補填することができます。

14.B.12 手続き上の保障

(a) 34 CFR § 303.521(e)(1)に従い、家族は料金の課徴、または「支払い能力」の決定に対して異議を申し立てる権利を有します。その方法は以下のとおりです：

(1) 34 CFR § 303.431に従った調停への参加。

(2) 該当する方の34 CFR § 303.436または § 303.441に基づいて、適正手続き審問を要請すること。

(3) 34 CFR § 303.434に基づく州への苦情申し立て；または／および

(4) 州が定めたその他の財務的紛争解決手続きを利用すること。

(b) 34 CFR § 303.520(b)(1)(iii)および § 303.521(e)(2)に従い、次の場合には、ご家庭に手続き上の保障を詳細に記した支払および料金制度の文書または電子コピーを提供しなければなりません：

(1) プログラムがIFSPサービスを開始した場合；または

(2) IFSPサービスが増加した場合

14.C 関連ツール

以下の資料は、DCYFのESITウェブサイトに掲載されています：
www.dcyf.wa.gov/services/child-dev-support-providers/esit/forms-publications

(a) FCPガイドライン

(b) SOPAFフォーム

(c) 月額参加費スケジュール

14.D 定義

(a) 公費負担とは、サービスを受ける個人または家族に費用を負担させることなく、公的機関が負担または提供することが義務づけられているIDEA パート Cの機能およびサービスの費用を指します。

(b) 公的給付とは、Apple Health for Kids CHIPやMedicaidなどの政府支援プログラムを指します。

(c) TRICAREとは、米国国防総省が現役および退役軍人、その扶養家族および一部の州兵および予備役メンバーに提供する公的医療制度を指します。自己負担金、共同保険料または免責金額は、IFSPに含まれるFCP対象サービスに適用される場合があります。

(d) 民間保険とは、公的給付およびTRICARE以外の保険を意味し、家族費用分担の対象となるIFSP上のサービスに対して、自己負担金、共同保険料および控除額が適用される場合があります。これには高額自己負担型保険プランも含まれます。

(e) 保険加入者とは、保険会社と契約を結び、保険料を支払い、保険契約に基づく給付を受ける権利を持つ個人または団体を指します。

(f) 家族費用分担とは、ご家庭が公的給付、TRICARE、民間保険、および／または月額参加費の支払いを通じて経済的に貢献する必要のある、IFSP上のサービスを指します。

(g) 月額参加費とは、家族の人数、収入および支出情報に基づいて割り当てられる月額の定額料金を指します。

(h) ESIT提供機関とは、DCYFにより承認された、公的、私的、部族、または非営利の団体（学区を含むがこれらに限定されない）であって、IDEA パート CおよびWashington州の連邦承認州計画、並びにDCYFとのESIT提供機関契約に基づき、家族資源調整を含むすべての早期介入サービスを提供する組織を指します。当該団体がIDEA Part Cの下で連邦資金を受け取っているかどうかは問われません。（WAC 110-140においてEISPAとして記載されています。）

(i) 早期介入サービスまたはサービとは、IDEA パート CおよびWashington州の方針および手続におけるポリシー2定義定められた、直接的な早期介入サービスを指します。（第303.13条、早期介入サービス—障害をもつ個人教育法）に定められた内容に基づき、家族費用分担の対象となる子どものIFSPに含まれるサービス。

(j) ESITサービス提供とは、職員または下請け業者のいずれかである個人であって、DCYFとのESIT提供機関契約、IDEA パート CおよびWashington州の連邦承認州計画に従い、早期支援サービを提供する者を指します。その所属団体または個人がIDEA Part Cの下で連邦資金を受け取っているかどうかは問われません。